

県教委教育長通知

家族看護のために欠勤を要する職員の服務取扱いについて

昭和六〇・一一・二教総第四四四号 各課・所・館長、各県立学校長、各教育事務所長あて

職員の家族が疾病等により看護を必要とするに至った場合、従来、服務上の特段の措置はなかつたところですが、近年の核家族化の進行、女性の社会進出の増加等により、職員が看病にあたらざるを得ない事態も十分予想されることから、その対応が求められてきているところであります。

今日、公務員の休暇等勤務条件をめぐる環境は極めて厳しいものがありますが、このような状況の変化に対応し、職員が家族看護のため真に止むを得ず勤務を欠く必要が生じた場合の服務については、昭和六二年一月一日以降下記のとおり取扱うこととしましたので、所属職員に周知を図るとともに、その取扱いに遺憾のないよう配慮願います。なお、教育事務所長にあつては、管内市町村教育委員会を通じ、小・中・養護学校に周知されるよう願います。

一、承認の要件

所属長（公立学校にあつては、校長をいう。以下同じ。）は、職員からの届出があり、その届出の内容が次に掲げ

るすべての要件に該当する場合には、家族看護のための欠勤（以下「看護欠勤」という。）として、これを承認することができるとする。

なお、所属長が承認するに際しては、当分の間、あらかじめ県教育長に協議するものとする。

(一) 被看護者が、配偶者（届出をしな
いが、事実上婚姻関係と同様にある
ものを含む）一親等の親族（ただし、
被育児休業対象者を除く。）又は職員
と生計を一にする三親等内の親族で
あること。

(二) 被看護者の疾病又は負傷により、
一五日以上の看護を要するものであ
ること。この場合、入院・在宅の別
は問わないものとする。

(三) 看護にあたる者が、職員以外にい
ない場合であること。

二、承認期間等

(一) 看護欠勤の承認期間は、一の被看
護者につき継続した九〇日以内の期
間とする。

ただし、特に必要と認める場合に
あつては、更に継続して、既に承認
を受けた期間と通算して一八〇日ま
で延長することができる。

(二) 看護欠勤の承認は、同一被看護人
について、継続した期間であること
が原則であるが、特に必要があると
認める場合にあつては、断続した期
間についても承認することができる
ものとする。ただし、この場合にあ

つても、全期間を通算して一八〇日
までとする。

(三) 看護欠勤は、一日を単位とし、そ
の期間の計算は、休日及び勤務を要
しない日を含めて取扱うものとする。

三、承認手続等

(一) 看護欠勤を必要とする職員は、必
要とする日の一〇日前までに各課・所
・館・教育事務所（以下「各課等」
という。）にあつては、「休暇（欠勤
願）」（福島県教育庁等処務規程第一
八号様式）に、公立学校にあつては、
「欠勤願」（様式第一）に、次の書
類を添付して所属長に提出し、承認
を受けなければならない。

- ① 看護欠勤理由書（様式第二）
- ② 被看護者に係る医師の診断書
- ③ 職員と被看護者との続柄を証明
する書類
- ④ その他所属長が必要とする書類

(二) 各課等にあつては、所属長は、前
記(一)により提出された書類の内容を
審査し、看護欠勤の承認が適当であ
ると認める場合には、「看護欠勤承
認協議書」（様式第四）に関係書類
を添付して、教育庁総務課長を経て
県教育長に協議するものとする。

県立学校にあつては、所属長は、
前記(一)により提出された書類の内容
を審査し、看護欠勤の承認が適当で
あると認める場合には、「看護欠勤
承認協議書」（様式第四）に関係書
類を添付して、県教育長に協議する

ものとする。

市町村立学校にあつては、所属長
は、前記(一)により提出された書類の
内容を審査し、看護欠勤の承認が適
当であると認める場合には、「意見
書」（様式第三）に関係書類を添付
し、市町村教育委員会教育長に提出
する。市町村教育委員会教育長は
「看護欠勤承認協議書」（様式第四）
に関係書類を添付して、県教育長に
協議するものとする。

(三) 所属長は、前記(二)の協議を得て、
看護欠勤の承認をする場合には、「看
護欠勤承認通知書」（様式第五）に
より、職員本人に通知するものとす
る。

(四) 前記(二)の(一)のただし書により期間
を延長する場合の手続についても、
前記(一)、(二)、(三)と同様とする。

なお、この場合は、職員と被看護
者との続柄を証明する書類は省略し
て差し支えないものとする。

四、職務への復帰

職員は、看護欠勤の承認期間が満了
した場合、又はその期間の中途におい
て職務に復帰しようとする場合は、復
帰しようとする日の七日前までに「看
護欠勤終了届」（様式第六）を所属長
へ提出しなければならない。なお、こ
の場合所属長は、当該届の写を三(二)
の手続きに準じて、県教育長へ送付す
るものとする。